

令和3年度
東京都用品調達基金運用状況
審査意見書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、
令和3年度東京都用品調達基金の運用の状況を示す書類を審査した結果、次
のとおり、意見を付する。

令和4年9月6日

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信行
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

[凡例]

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第1 審査の概要

1 審査の期間

令和4年7月11日から同年9月6日まで

2 実地審査場所

会計管理局

第2 審査の結果

1 計数について

知事から提出された東京都用品調達基金の運用状況を示す調書の計数が正確であるか検証するため、調書と関係帳簿及び証拠書類等とを照合した結果、審査した限り、重要な点において、調書の計数は正確であることが認められた。

2 運用状況について

都では、各局・所において共通的に使用する物品で比較的需要量の多いものを用品として指定し、集中的かつ大量に一括購入し需要に応じて安価に供給することで、事務の軽減、購入経費の節減等を図っている。

本基金は、用品の購買、管理及び供給に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、東京都用品調達基金条例（平成6年東京都条例第18号）に基づき平成6年4月に設置されたものであり、原資額1億円で運用している。本基金の活用により、会計年度独立の原則等予算の制約を受けることなく、用品供給が可能となっている。

令和3年度における基金の運用状況は、別表のとおり、供給決定額9億7,422万余円、用品調達額9億7,325万余円となり、96万余円の剰余金が生じている。

この剰余金は、東京都用品管理要綱（東京都用品調達基金条例施行規則（平成6年東京都規則第40号）の実施について必要な事項を定めたもの）第4に基づき単価を端数処理（円未満の端数があるときは1円に切り上げる等）した用品の供給決定額（供給価格）と契約による業者への支払額である用品調達額との差であり、これを令和3年度一般会計に繰り出した。

また、1億円を原資とした預金利子1千余円を令和3年度一般会計に計上したことから、令和3年度末における基金現在高は1億円である。

本基金の運用は以上のとおりであり、審査した限り、重要な点において、确实かつ効率的に行われていると認められる。

(別表) 令和3年度東京都用品調達基金運用状況

1 基金の総額 1億円

2 年度末現在

(単位：円)

預金 (基金現金) (A)	債権 (未収金) (B)	債務 (未払金) (C)	基金現在高 (令和4.3.31現在) (D) = (A) + (B) - (C)
225,407,605	61,405,513	186,813,118	100,000,000

3 運用実績及び分類別執行状況

(単位：円)

分類	供給決定額 (A)	用品調達額 (B)	剰余金 (C) = (A) - (B)
印刷物	58,313,427	58,311,837	1,590
文房具	352,430,784	352,033,469	397,315
用紙	401,575,185	401,121,633	453,552
雑品	72,966,325	72,903,312	63,013
什器	88,934,870	88,888,910	45,960
合計	974,220,591	973,259,161	961,430

(注) 剰余金は、令和3年度一般会計に繰り出した。

4 普通預金による資金運用

(単位：円)

令和3年度上期 (A)	令和3年度下期 (B)	合計 (C) = (A) + (B)
639	735	1,374

(注) 預金利子は、令和3年度一般会計に計上した。